

(8) 当事会社グループの経営状況

ア 業績不振等

当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振に陥っているか否かなどの経営状況も、当事会社グループの事業能力を評価する上において考慮する。

28

イ 競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい場合

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに各判断要素を総合的に勘案して判断するが、次の場合には、水平型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。

① 当事会社的一方が継続的に大幅な経常損失を計上しているか、実質的に債務超過に陥っているか、運転資金の融資が受けられない状況であって、企業結合がなければ近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。

② 当事会社的一方の企業結合の対象となる事業部門が、継続的に大幅な損失を計上するなど著しい業績不振に陥っており、企業結合がなければ近い将来において市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いとき。

USEN
PSSa ①

PSTa ②

破綻企業論 二山 2212 1 要件と2要件の差

○ 企業結合の2要件と27=27と
正当化理由あり

本件 認識難い、212112711、

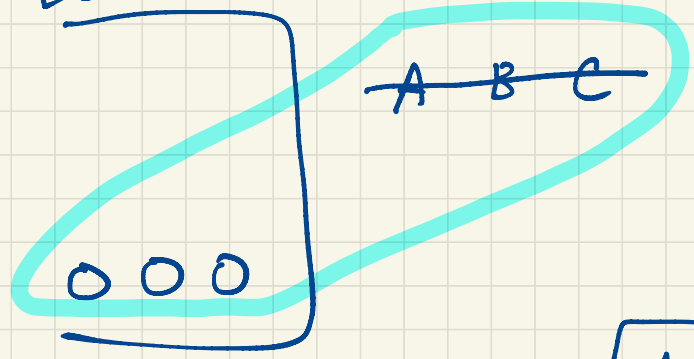
○ 本件 112111=127111 高は USEN1=111
因果関係不成 2771P112



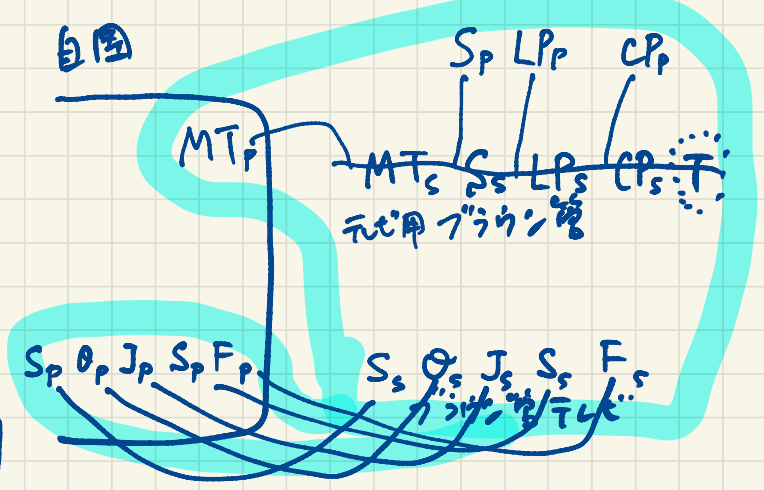
○ 11111. 27111=111111
問題解消措置

Alcoa (1945) (Hand, J.)

自国



自国



1 3

自国

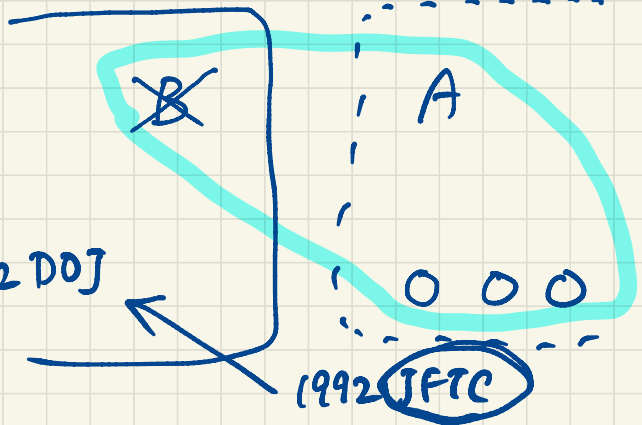
1990s #2

外国

2 1

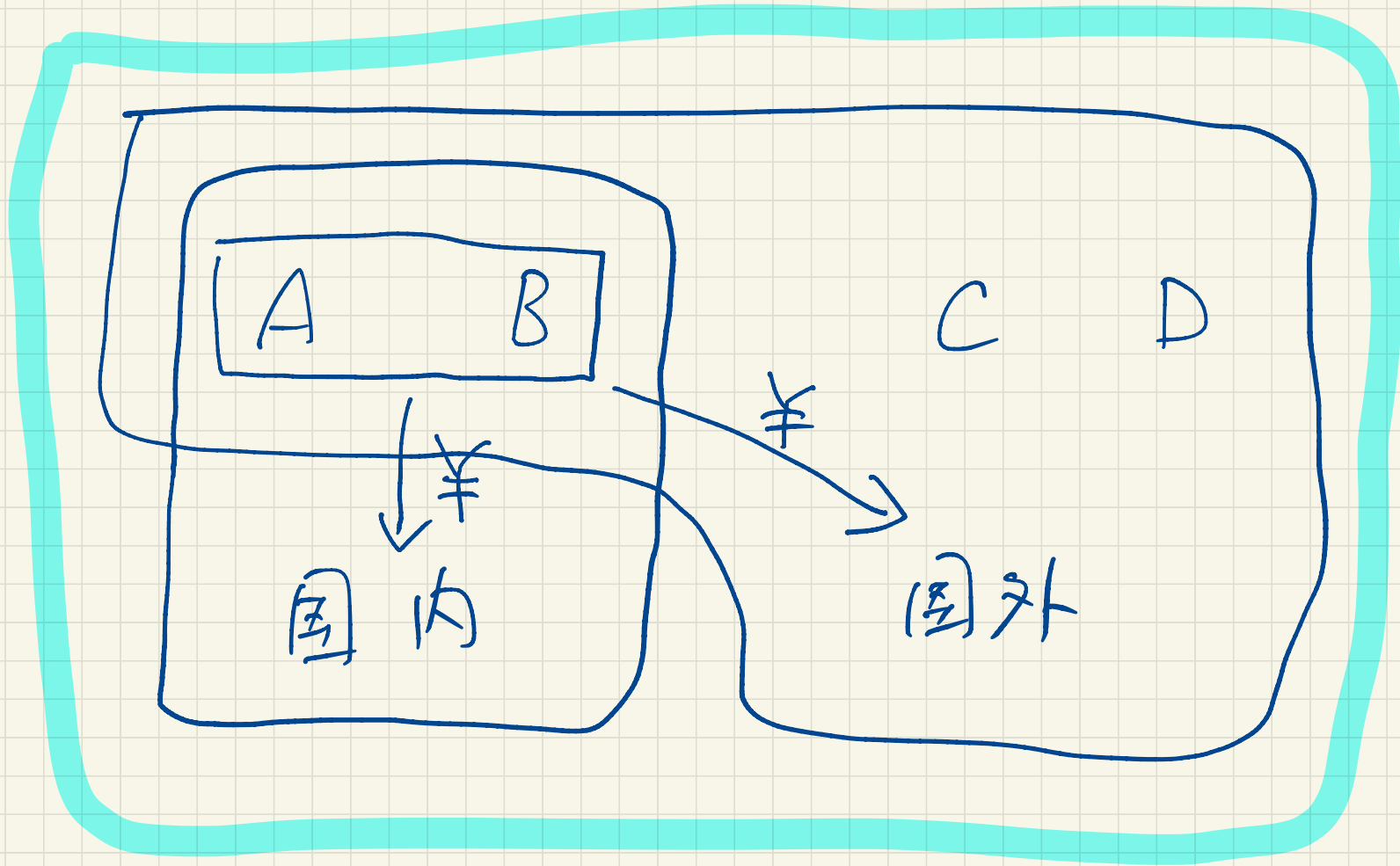
Comity

2 positive comity
積極礼讓



1992 DOJ

1992 JFTC



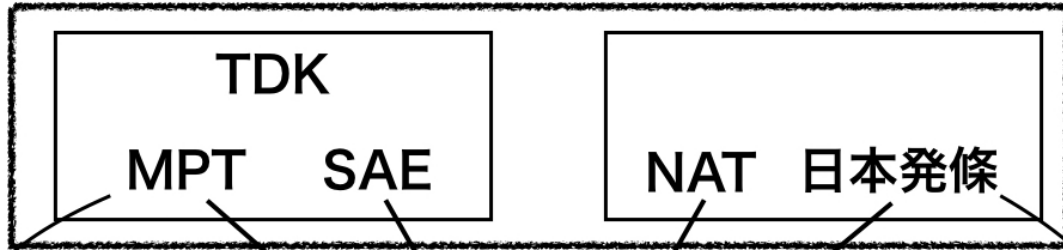
A B

C D

国内

国外

サスペンションに係る合意



サスペンション供給

SAE

HGA



HGA供給

指示

交渉

意思決定

交渉

東芝

HDD製造販売

(HDD用サスペンションに係る排除措置命令書を前提として作成)